

令和2年5月8日

附属学校園保護者 様

国立大学法人新潟大学長
牛 木 辰 男

臨時休業の延長と分散登校日の設定について（お知らせ）

平素より、本学が設置する附属学校園の教育活動にご理解とご支援を賜り、感謝申し上げます。

全国を対象にした緊急事態宣言の延長及び本県の感染状況を踏まえるとともに感染拡大防止の観点を考慮したうえで、新潟市立学校及び長岡市立学校の動向に鑑み、すべての附属学校園において下記のとおり臨時休業を延長することにしました。

休業期間中においては、子供の学びの保障や心身の健康などに鑑みて分散登校を行う日を設定します。

保護者の皆様におかれましては、ご心配とご迷惑をおかけしますが、趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

記

1. 臨時休業期間の延長

当初、令和2年5月10日（日）までとしていた臨時休業期間を、令和2年5月31日（日）まで延長します。

※ただし、今後の国の方針や本県の感染状況により、改めて専門家の助言及び本学対策本部会議の方針等を踏まえ、31日を待たずに変更が生じる可能性があることを申し添えます。

2. 分散登校日の設定

- ・文部科学省の通知を踏まえ、分散登校（児童生徒等を複数のグループに分けたうえで、それぞれ限られた日において登校する方法）を行う日を設定し、感染リスクを可能な限り低減しながら段階的に学校教育を再開します。
- ・詳細については、各学校園からの連絡に従ってください。